

協議第46号

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
会長 伊藤宏太郎

記

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて
道路の管理等
1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。
2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。
3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。
4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
公共用地取得事務
公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。
公共施設（道路・公園・河川等）里親制度
公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。

各種事務事業（建設事業関係）の取扱いについて

愛媛県がけ崩れ防災対策事業

愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。
ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。

港湾施設の管理

港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(建設事業関係)の取扱い総括表）

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細項目	建設事業関係		
事務事業名	建設事業関係	専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会
項目	調整方針				
道路の管理等	1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
公共用地取得事務	公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
公共施設（道路・公園・河川等）里親制度	公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。				
愛媛県がけ崩れ防災対策事業	愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
港湾施設の管理	港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い		細項目	建設事業関係	
事務事業名	道路の管理等		専門部会名	建設部会	分科会名 建設分科会
調整方針	1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。				
事務事業の現況					課題
西条市	東予市	丹原町	小松町	具体的な調整内容	
<p>[市道の整備計画]</p> <p>【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び市総合計画（計画的な都市基盤と都市機能の整備）に基づく事業実施計画により整備を行う。</p> <p>全体計画 L=13.24km 事業費17,601,000千円 21路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 11路線 事業費 4,087,000千円</p> <p>【市内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 古川樋之口線 事業年度 14年度 事業費 278,920千円</p> <p>県費補助事業 路線名 市道大町飯岡1号線 事業年度 14年度 事業費 76,400千円</p> <p>【集落内幹線道路等の整備】 市単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 46箇所 事業費 195,000千円</p>	<p>[市道の整備計画]</p> <p>【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び市総合計画（計画的な都市基盤と都市機能の整備）に基づく事業実施計画により整備を行う。</p> <p>全体計画 L=12.6km 事業費15,083,000千円 15路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 11路線 事業費 6,264,000千円</p> <p>【市内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 楠浜北条線 事業年度 14年度 事業費 596,000千円</p> <p>県費補助事業 14年度 なし</p> <p>【集落内幹線道路等の整備】 市単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 13路線 事業費 52,200千円</p>	<p>[町道の整備計画]</p> <p>【道路プログラムの概要】 道路プログラム、町総合計画及び町過疎地域自立促進計画に基づく事業実施計画により整備を行う。</p> <p>全体計画 L=10.0km 事業費2,486,000千円 12路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 8路線 事業費 1,442,000千円</p> <p>【町内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 路線名 丹原高知線 事業年度 13年度～16年度 事業費 500,000千円（用地買収済み）</p> <p>県費補助事業（市町村道関係） 路線名 丹原高知線・柚ノ木線 事業年度 14年度 事業費 27,000千円</p> <p>県費補助事業（地域環境整備関係） 路線名 池田丹原線・内川久妙寺線 中長野2号線 事業年度 14年度 事業費 30,200千円</p> <p>【集落内幹線道路等の整備】 町単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 22路線 事業費 104,253千円</p>	<p>[町道の整備計画]</p> <p>【道路プログラムの概要】 道路プログラム及び町総合計画（計画的な都市基盤と都市機能の整備）に基づく事業実施計画により整備を行う。</p> <p>全体計画 L=5.9km 事業費3,667,000千円 14路線 15年度以降（5年間）の予定事業 路線数 10路線 事業費 1,545,000千円</p> <p>【町内幹線道路網の整備】 国庫補助事業等 平成14年度事業 なし</p> <p>県費補助事業 路線名 大頭南線 事業年度 14年度 事業費 3,100千円</p> <p>【集落内幹線道路等の整備】 町単独事業 事業年度 14年度 事業箇所 1路線 事業費 35,000千円</p>	<p>道路プログラム等に基づく事業実施計画について差異がある。</p>	<p>西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細項目	建設事業関係	
事務事業名	道路の管理等			専門部会名	建設部会	分科会名 建設分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>[道路認定基準]</p> <p>路線の起点及び終点がそれぞれ公道に接している道路又は、起点若しくは終点のどちらかが公道に接し、他の一方がこれに準じる道路に接していること。</p> <p>公共施設の相互間を連絡する道路、又は公共施設と公道を連絡する道路であること。</p> <p>道路幅員は、原則として4m以上であること。ただし、用途目的によっては、4m未満の道路であっても認める。</p> <p>路面は良好で民地との境界が明確であり排水施設が整備されているもの、又は排水施設が可能である路線であること。</p> <p>路面上に公共施設を除く占有物件がない路線であること。</p> <p>道路の敷地及び構造物を寄付などにより、市に所有権移転ができるものであること。ただし、所有権移転の手続きができないものと認められるものについては、市道として使用することについて所有者等の同意が得られるものであること。</p> <p>路線の形状は、道路交通の流れに適合するものでその機能を十分果し得ること。</p> <p>道路の路面及び構造物は、交通上支障のないものであること。</p> <p>その他、公共の見地から特に市長が適当と認める道路であること。</p>	<p>[道路認定基準]</p> <p>路線の起点、終点とも国、県道または市道に連絡する道路であること。</p> <p>相互に集落を連絡する道路であること。</p> <p>原則として道路幅員は4m以上の道路であること。ただし、用途目的によっては、4m未満でも可。</p> <p>道路と私有地との境界が明確に整備されている道路であること。 排水施設等の道路付帯施設が整備されている道路であること。</p> <p>路線上に公共施設を除く占有物件がない道路であること。</p> <p>私道の場合は、敷地または工作物及び一切の権利を市に寄付する条件の道路であること。</p> <p>良好な交通状態、快適な居住環境が保持できる適当な間隔を有する道路であること。</p> <p>東予市の区域内にある道路であること。</p>	<p>[道路認定基準]</p> <p>認定基準なし、運用は下記による。 起点・終点が公道に接すること。</p> <p>集落を相互に連絡する道路であること。 集落と主要公益的施設・主要な生産場所を結ぶ道路であること。</p> <p>原則として道路幅員は4m以上とする。</p> <p>集落の環境整備に必要な道路であること。</p> <p>その他町長が必要と認めた道路。 丹原町の区域内にある道路であること。</p>	<p>[道路認定基準]</p> <p>認定基準なし、運用は下記による。 国道・県道・町道に連結する生活道路。</p> <p>集落間及び町道等を連結・補完する通学・生活道路。 主要公共施設等へ通ずる道路。</p> <p>原則として幅員4m以上の道路。</p> <p>その他町長が必要と認めた道路。 地元負担等によって拡幅改良された主要道路。</p>	<p>内容について差異はない。</p> <p>西条市、東予市の例を基本に調整する。</p>		

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細項目	建設事業関係	
事務事業名	道路の管理等			専門部会名	建設部会	分科会名 建設分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【開発道路・指定道路引取りに関する基準】</p> <p>【目的】 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為により西条市内に設置された公共施設（道路施設）を良好に引き取るため。</p> <p>【概要】 開発行為等の申請時に「公共施設の引き取り基準」に基づき協議を行ない管理予定者との協議経過書に明記する。平成11年4月より検査は県が行なう前に市の担当課が行なう。その後、寄付採納申請により市が引き取る。</p> <p>【基準】 路線の起点又は終点のどちらか一方が、原則として公道（道路法昭和27年法律第180号第3条に規定する道路をいう。）に接していること。 路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情を考慮するとともに、道路交通の流れに適合するもの、その機能を十分に果たしうるものであること。 開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上支障のないものであること。 開発道路等内に占用物件（水道施設、下水道施設及び消防水利施設を除く。）がないこと。 幅員は4.0m以上であること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤10cm以上） 路面排水施設が完備されていること。 開発道路等の敷地と他の敷地の境界が、境界鉄の設置等により明示されていること。 必要に応じて、交通安全施設が設置されていること。 その他、特別に検討を要する事由がある場合、別途協議する。</p> <p>【引取実績】 ・過年度全件数 55件 ・年平均件数 10件</p>	<p>【開発道路・指定道路引取りに関する基準】</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【概要】 同左</p> <p>【基準】 道路が国、県道または市道に接続している道路であること。 舗装及び道路構造物が良好な状態で整備されていること。 道路内に公物以外の占用物件がないこと。 道路幅員が4.0m以上であること。 道路と私有地との境界が構造物により明確となっていること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤7cm以上）</p> <p>【引取実績】 ・過年度全件数 109件 ・年平均件数 8件</p>	<p>【開発道路・指定道路引取りに関する基準】</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【概要】 開発行為等の申請時に「公共施設の引き取り基準」に基づき協議を行ない管理予定者との協議経過書に明記する。検査は県が行ない、その後、寄付採納申請により町が引き取る。</p> <p>【基準】 路線の起点又は終点のどちらか一方が、原則として公道（道路法昭和27年法律第180号第3条に規定する道路をいう。）に接していること。 路線の配置及び形状は、周辺地域の道路事情を考慮するとともに、道路交通の流れに適合するもの、その機能を十分に果たしうるものであること。 開発道路等の路面及び構造物は、道路通行上支障のないものであること。 開発道路等内に占用物件（水道施設、下水道施設及び消防水利施設を除く。）がないこと。 幅員は4.0m以上であること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤7cm以上）</p> <p>【引取実績】 ・過年度全件数 44件 ・年平均件数 1～2件</p>	<p>【開発道路・指定道路引取りに関する基準】</p> <p>【目的】 同左</p> <p>【概要】 開発行為者からの申し出があった場合に、担当課で協議を行い、その後、寄付採納申請により町が引き取る。</p> <p>【基準】 原則として公道に接していること。 道路内に占用物件の無いこと。 幅員は4.0m以上であること。 路面舗装（表層4cm以上、路盤7cm以上） 道路と民地の境界を明確にすること。 その他、特に町長の認めたもの。</p> <p>【引取実績】 ・過年度全件数 7件 ・年平均件数 0～1件</p>	<p>引取り基準について差異がある。</p>	<p>西条市の例を基本に調整する。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細項目	建設事業関係		
事務事業名	道路の管理等	専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針					
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>[道路維持管理事業]</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要路線の草刈（業者、個人） ・小規模路面補修（職員） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・植栽管理 <p>【事務手順】</p> <p>自治会及び住民からの要望・連絡により、維持修繕を行なう。</p> <p>【道路情報モニター制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 道路行政の適正かつ効率的な運用と安全な道路交通を確保するため、落石、崩土、決壊、冠水、雪害等の道路災害が発生し、又は発生する恐れのある場合に、その状況を迅速かつ確に把握し、電話その他最も速やかに連絡し得る方法により、市建設課に報告する。 <p>・概要</p> <p>(大保木) 東之川 (加茂) 荒川 西之川 千町 浦山 中之池 松の木 市之川・丸野</p> <p>8地区 8名をモニターとして設置</p>	<p>[道路維持管理事業]</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要路線の草刈（業者、個人、シルバー人材センター） ・小規模路面補修（職員、業者） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・自治会等に原材料（レミファルト）の支給 ・植栽管理 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>[該当なし]</p>	<p>[道路維持管理事業]</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要路線の草刈（業者、自治会） ・小規模路面補修（職員） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・自治会等に原材料（レミファルト）の支給 ・植栽管理 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>[該当なし]</p>	<p>[道路維持管理事業]</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要路線の草刈（自治会） ・小規模路面補修（業者） ・大規模路面補修（業者） ・構造物補修（業者） ・自治会等に原材料（レミファルト）の支給 <p>【事務手順】</p> <p>同左</p> <p>[該当なし]</p>	<p>事業の内容に差異はない。</p> <p>道路情報モニター制度は西条市だけの制度である。</p>	<p>西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細項目	建設事業関係			
事務事業名	公共用地取得事務	専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会	
調整方針	公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【事業用地の買収】 用地買収依頼により用地買収事務全般を行う。</p> <p>【事業の手順】 用地買収依頼書により、法務局で土地調査（地積、抵当権、枝番等）</p> <p>税務署 事前協議</p> <p>用地交渉</p> <p>契約</p> <p>登記、土地・補償金の支払い 登記完了後30日以内に支払うが、物件移転が伴う場合は移転完了確認後に支払う。ただし、家屋移転等を伴う場合は5割の前金払いを行う。</p> <p>【単価決定】 市の買収事例及び県、国の基準地、公示価格を参考に決定する。 不動産鑑定士との協議、不動産鑑定評価を参考に決定する。</p> <p>【用地交渉】 各戸に訪問し用地交渉 契約締結（登記承諾書、契約書、請求書、口座振替依頼書等）</p> <p>【税務協議】 担当者と税務署へ同行し、事業の概要を説明する。その後は監理課が事前協議書を作成する。</p>	<p>【事業用地の買収】 用地取得依頼のあった起業地の用地補償事務を行う。</p> <p>【事業の手順】 工事計画の地元説明会</p> <p>用地立会</p> <p>土地・補償調査</p> <p>用地交渉</p> <p>登記申請</p> <p>土地・補償金の支払い 登記完了後30日以内に支払うが、物件移転が伴う場合は移転完了確認後に支払う。ただし、家屋移転等を伴う場合は7割の前金払いを行う。 については、用地取得依頼課が行う。</p> <p>【単価決定】 東予市用地対策連絡協議会において決定する。なお協議事案については、事前に幹事会において審査・協議し、その結果を協議会に報告する。</p> <p>[東予市用地対策連絡協議会] 1.協議事項 用地買収単価の決定、市有財産の譲渡価格の決定 2.組織 会長 助役 副会長 収入役 委員 教育長、総務部長、福祉保健部長、産業経済部長、建設部長、教育委員会管理部長</p> <p>[幹事会] 1.組織 議長 監理課長 幹事 財政課長、農業土木課長、建設課長、都市計画課長、学校教育課長</p> <p>【用地交渉】 東予市が取得する用地補償については、すべて監理課が交渉を行う。（各戸訪問又は集団による交渉） 契約締結（契約書、請求書、送金依頼書、登記承諾書、印鑑登録証明書交付申請承諾書）</p> <p>【税務協議】 用地取得依頼課が事前協議を行う。</p>	<p>【事業用地の買収】 事業採択になった起業地の用地補償事務をする。登記事務は企画財政課で行う。</p> <p>【事業の手順】 工事計画の地元説明会</p> <p>用地立会</p> <p>土地売買契約 ・各戸に訪問し用地交渉 ・契約書・請求書等（担当者作成） ・囑託登記事務等（企画財政課）</p> <p>土地・補償代金支払 登記完了後に用地費を全額支払、補償費については物件等除去後に確認し、支払う。</p> <p>【単価決定】 県の基準地の単価を参考に、各課協議の上決定する。</p> <p>【用地交渉】 建設課用地係で行う。 交渉案件によっては、地元自治会（区長）の協力を得る。</p> <p>【税務協議】 担当で事前協議書を作成し、協議する。</p>	<p>【事業用地の買収】 事業採択になった起業地の用地買収補償事務をする。登記事務は総務課にて行う。</p> <p>【事業の手順】 工事計画の地元説明（担当課）</p> <p>用地立会</p> <p>土地売買契約 ・各戸に訪問し用地契約 ・契約書、請求書、登記承諾書（用地担当者作成） ・囑託登記事務等（総務課作成）</p> <p>土地・補償代金支払 契約後内金（5割以内）支払、登記後残額を支払う。（金額などにより内金がない場合もある。） 補償費については、物件等除去確認後に支払う。</p> <p>【単価決定】 町用地検討委員会により決定する。（国、県公示価格など取引事例を参考にする。）</p> <p>【用地交渉】 用地担当者と事業担当者及び地元世話人により交渉を行う。</p> <p>【税務協議】 用地担当者が事前協議書を作成し、税務署と協議する。</p>	<p>移転補償金の支払い等に差異がある。</p> <p>土地の単価決定方法に差異がある。</p>	<p>東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細項目	建設事業関係																																																										
事務事業名	公共施設（道路・公園・河川等）里親制度	専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会																																																								
調整方針	公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。																																																												
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容																																																								
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																										
該当なし	<p>とうよ・アダプト・プログラム（里親制度）</p> <p>【趣旨】 市にとって重要な公共空間である道路、公園、河川等の公共施設において、ボランティアで環境美化活動を行う個人又は団体を募り、市民と行政が互いに協力し、環境美化意識の高揚と、快適で美しい地域環境づくりを推進する。</p> <p>【概要】 里親となった個人又は団体が、市内の道路、公園、河川などの公共施設において自ら活動する区域を定め、空き缶、吸殻等の散乱ごみの収集、除草、草花の植栽、情報の提供（道路等の破損、樹木の損傷、不法投棄等）等の活動を行う。</p> <p>【実施状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>里親名</th> <th>人数</th> <th>場所</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東予学園</td> <td>66</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>三芳老人クラブ</td> <td>16</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>道前育成園</td> <td>73</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>ボランティアふたば会</td> <td>24</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>三芳東地区自治会</td> <td>18</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>花いっぱい三芳会</td> <td>22</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>東予希望の家</td> <td>103</td> <td>市道楠浜北条線（約100m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>四国電力壬生川営業所</td> <td>15</td> <td>市道楠浜北条線（四国電力前約1km）</td> <td>散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>咲くやこの花会</td> <td>2</td> <td>市道北川右岸線（旭染織機付近約70m）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>村上 美佐子</td> <td>1</td> <td>楠甲337番地2地先農道（約70m）</td> <td>散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>花を愛する兄弟会</td> <td>4</td> <td>市道楠浜北条線（円海寺橋花壇）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>東予市ソフトテニス連盟</td> <td>62</td> <td>東予市運動公園（入口花壇）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> <tr> <td>楠河GG愛好会 花の会</td> <td>35</td> <td>東予市運動公園（入口花壇）</td> <td>草花の植栽・除草・散乱ごみの収集</td> </tr> </tbody> </table>	里親名	人数	場所	活動内容	東予学園	66	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	三芳老人クラブ	16	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	道前育成園	73	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	ボランティアふたば会	24	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	三芳東地区自治会	18	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	花いっぱい三芳会	22	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	東予希望の家	103	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	四国電力壬生川営業所	15	市道楠浜北条線（四国電力前約1km）	散乱ごみの収集	咲くやこの花会	2	市道北川右岸線（旭染織機付近約70m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	村上 美佐子	1	楠甲337番地2地先農道（約70m）	散乱ごみの収集	花を愛する兄弟会	4	市道楠浜北条線（円海寺橋花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	東予市ソフトテニス連盟	62	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	楠河GG愛好会 花の会	35	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集	該当なし	該当なし	東予市のみ市独自の里親制度がある。	東予市の例により調整する。
里親名	人数	場所	活動内容																																																										
東予学園	66	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
三芳老人クラブ	16	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
道前育成園	73	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
ボランティアふたば会	24	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
三芳東地区自治会	18	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
花いっぱい三芳会	22	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
東予希望の家	103	市道楠浜北条線（約100m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
四国電力壬生川営業所	15	市道楠浜北条線（四国電力前約1km）	散乱ごみの収集																																																										
咲くやこの花会	2	市道北川右岸線（旭染織機付近約70m）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
村上 美佐子	1	楠甲337番地2地先農道（約70m）	散乱ごみの収集																																																										
花を愛する兄弟会	4	市道楠浜北条線（円海寺橋花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
東予市ソフトテニス連盟	62	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										
楠河GG愛好会 花の会	35	東予市運動公園（入口花壇）	草花の植栽・除草・散乱ごみの収集																																																										

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い			細項目	建設事業関係	
事務事業名	愛媛県がけ崩れ防災対策事業			専門部会名	建設部会	分科会名 建設分科会
調整方針	愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
<p>【県事業】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業補助(事業費の3/4以内)</p> <p>【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 補助事業費の12.5%を市が負担 12.5%を地元負担 (西条市がけ崩れ防災対策事業実施要領)</p> <p>(参考) 事業要望箇所及び実施箇所 なし</p>	<p>【県事業】 同左</p> <p>【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 地元負担分を全額市が負担(事業費の25%)</p> <p>(参考) 事業要望箇所及び実施箇所 なし</p>	<p>【県事業】 同左</p> <p>【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 地元負担分を全額町が負担(事業費の25%)</p> <p>(参考) 事業要望箇所及び実施箇所 なし</p>	<p>【県事業】 同左</p> <p>【地元負担】 愛媛県がけ崩れ防災対策事業(県補助事業) 補助事業費の10%を町が負担 15%を地元負担 (小松町がけ崩れ防災対策事業負担金徴収条例)</p> <p>(参考) 横峰地区がけ崩れ防災工事 L=15m アンカーN=5 平成14年度で終了 9,877千円(事業費) 平成13年度事業費 13,441千円</p>	<p>愛媛県がけ崩れ防災事業(県補助事業)において、地元負担に差異がある。</p>	<p>西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（建設事業関係）の取扱い	細項目	建設事業関係		
事務事業名	港湾施設の管理	専門部会名	建設部会	分科会名	建設分科会
調整方針	港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>[1 港湾施設の管理]</p> <p>【根拠】 港湾施設管理委託契約書</p> <p>【概要】 愛媛県港湾管理条例に基づき、海岸保全施設を除く港湾台帳記載の港湾施設の管理。</p> <p>【業務内容】 ・岸壁の日常的な管理(パトロール、受付、調整)は、港湾管理事務所で対応。 ・清掃、航路等灯浮標点検、管理事務所警備等は、委託により対応。 ・施設修繕に関しては、地方局建設部と協議の上、県単独港湾局改良事業として要望・実施。 市H14予算額：工事費 200千円、修繕料 350千円 ・台風時等港内漂着ごみ清掃 市H14予算額：賃金 600千円、借上料 800千円</p> <p>【管理費全体額】 21,750千円(13年度)</p> <p>【県単独港湾局改良負担金額】 24,900千円(13年度)</p>	<p>[1 港湾施設の管理]</p> <p>【根拠】 港湾施設管理委託契約書</p> <p>【概要】 愛媛県より委託された、海岸保全施設を除く港湾台帳記載のほとんどの港湾施設の管理。</p> <p>【業務内容】 ・各岸壁(付帯施設を含む)の日常的な管理は各港務所で対応。他施設については本庁で対応。 ・施設修繕に関しては、規模により土木事務所と協議の上、市施工分を決定。(市施工基本上限額 1件400千円) 修繕料 800千円(14年度、水門・樋門分含む) ・臨港道路等除草作業 作業用賃金647千円、借上料577千円等(14年度) ・台風時等のゲートの開閉等</p> <p>【管理費全体額】 18,399千円(13年度)</p> <p>【局改良負担金額】 89,396千円(13年度)</p>	[該当なし]	[該当なし]	港湾施設の管理体制が異なる。	新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
<p>[2 港湾管理事務所の業務]</p> <p>【概要】 ・西ひうち岸壁にある港湾管理事務所(平成8年度建築、9年度から移転)には、嘱託職員1名(市OB)、臨時職員1名が常駐。(勤務時間は本庁と同じ) 人件費 月額 435千円 ・土、日、祝祭日は、シルバー人材センターに委託。 ・12月31日～1月3日までの間は職員はいない。</p> <p>【業務内容】 ・1日2回(午前・午後)の港湾施設の巡回パトロール。 ・港湾施設使用料の計算、納付書の発送。 ・港湾施設使用料の現金徴収。 ・使用許可申請書の受付及び申請の催告。 ・入港船舶の係留場所の調整。 ・占使用料徴収報告書の作成。(決裁、送付は本庁) ・港湾統計調査(月報、年報等)の作成。エクセルへのデータ入力。(決裁、送付は本庁) ・東予港(西条地区)管理協議会の事務局。(総会、役員会、先進地視察、港湾清掃、会計等) ・市との連絡調整(1日1回本庁へ立寄)</p>	<p>[2 港務所の業務]</p> <p>【概要】 ・壬生川、北条、中央各港務所に1名づつ業務委託職員が常駐。(土、日、祝祭日適宜対応) 委託料 月額 449.5千円(3名合計)</p> <p>【業務内容】 ・エプロン等施設の清掃及び巡回パトロール。 ・施設使用料(入港料・係船料・貨物通過料)の現金徴収(現金徴収以外は港務所等の報告により本庁で担当) ・入港申請書の受付及び許可。 ・入港船舶の係留場所の調整。 ・港湾統計調査票の作成。(月報、年報集計作業は建設課で担当) ・野積場使用許可、使用料徴収については本庁で対応。 ・市との連絡調整(月3回本庁へ立寄)</p>	[該当なし]	[該当なし]		
<p>[3 港湾施設の使用許可]</p> <p>【概要】 入港申請、野積場使用申請許可等</p> <p>【業務内容】 ・港湾施設使用許可申請は、港湾管理事務所で受付。 ・野積場使用許可は本庁で対応。(決裁、許可書送付) ・利用形態等で調査調整が必要なものは、本庁対応。</p>	<p>[3 港湾施設の使用許可]</p> <p>【概要】 入港申請、野積場使用申請等の許可等</p> <p>【業務内容】 ・使用者よりの申請を受け許可書を発行する。 ・入港申請関係事務は基本的に港務所で行う。 ・新規業者等、施設利用形態や貨物の種類等について事前に調査が必要な場合は、本庁で業者と事前協議の上、決定後港務所で対応。</p>	[該当なし]	[該当なし]		

建設関係法令等

東予市用地対策連絡協議会

(目的)

東予市が買収する公共事業等の用地確保を円滑にする。

(職務)

1. 用地買収に伴う価格の決定に関すること。
2. 市有財産の譲渡に伴う価格の決定に関すること。
3. 用地買収に伴う関係各課の協力に関すること。
4. その他会長が特に必要と定める事項。

(会議)

会議には次の資料をもとに算出した案を提出する。

1. 銀行評価は2銀行の資料(ただし、農地の場合等で必要ないと認めるときは省略することが出来る)
2. 固定資産の評価資料
3. 行政機関(国、県、市)及び私人の売買事例の資料
4. 標準地公示価格の資料
5. その他補助事業等で必要な場合は不動産鑑定士の評価資料
6. 位置図(1/2500)

西条市がけ崩れ防災対策事業実施要領

(費用の負担)

第3 公共的施設にその被害がおよぶおそれがある場合は、事業費総額から県費補助金を差引いた残額を市が負担するものとする。

(2) 公共的施設がなく民家のみ被害が及ぶ場合は、その事業費の12.5パーセント以内を各受益者において負担するものとし、市は事業施行前に受益者負担の寄付採納を受け事業を施行する。

小松町がけ崩れ防災対策事業負担金徴収条例

(負担金の額)

第3条 負担金の総額は、県の補助金の交付の対象となる当該事業に要する経費のうち、県から交付を受けた補助金の額を除いた額の範囲内において、小松町長(以下「町長」という。)が別に定める。

2 各受益者が負担する負担金の額は、その土地の受益の割合等を考慮して町長が定める。

愛媛県港湾管理条例

(市町村が処理する事務)

第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための規則に基づく事務を含む。)は、県が管理する港湾の存する市町村が処理することとする。ただし、松山港外港地区に存する港湾施設、松山港今出地区水面貯木場その他規則で定める港湾施設に係るものを除く。

- (1) 港湾法第37条第1項の規定に基づく許可に関する事務
- (2) 第3条第1項の規定に基づく許可に関する事務
- (3) 第4条第1項に規定する行為の取締り及び同条第2項の規定に基づく処分に関する事務
- (4) 第5条の規定に基づく使用の許可及び変更の許可に関する事務
- (5) 第5条の規定に基づく占用の許可及び変更の許可の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務
- (6) 第8条及び第9条の規定に基づく使用に対する必要な措置に関する事務
- (7) 第9条の2及び第10条の規定に基づく占用料、使用料及び土砂採取料の徴収並びに当該徴収に係る占用料、使用料及び土砂採取料の県への払込みに関する事務
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの

(管理の委託)

第15条の2 港湾施設(前条ただし書に規定する港湾施設を除く。)の管理は、当該港湾の存する市町村に委託する。

2 知事は、前条7号の規定により市町村が徴収した占用料、使用料及び土砂採取料の10分の5に相当する金額を、当該港湾の存する市町村に、港湾施設の維持管理費として交付する。

第15条の3 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、知事が定める港湾施設の管理を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条の3に規定する法人に委託することができる。

先例地の事例

〔高吾北地域合併協議会〕

1. 略
2. 道路維持管理については、合併後に統一の方向で調整する。
3. 用地買収については、国庫補助事業は買収するものとし、林道事業及び単独事業については原則無償提供とする。
- 4～6. 略

〔常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会〕

1. 町道・村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、維持管理に努めるとともに、路線区域については、新市において調整する。
- 2～4. 略
5. 建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き新市において実施するものとする。

〔東かがわ市〕

- (1) 略
- (2) 町道は、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。
- (3) 建設関係町単独事業(道路整備事業補助、建設事業分担金、急傾斜地崩壊防止対策事業分担金)については、合併時に廃止し、新市において検討する。
- (4)～(6) 略

〔さぬき市〕

- (1) 町道、港湾関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については新市で調整するものとする。
- (2) 町道・橋梁・港湾工事に係る費用については、全額新市の負担とする。
- (3) 建設関係事業については、新市の建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- (4) 略

〔千曲市〕

現市道・町道は新市の市道として位置付ける。
道路整備・原材料支給については更埴市・戸倉町の例により実施する。

〔宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会〕

建設関係事業については、道路、河川等の整備及び適切な維持管理に努めるとともに、生活環境の向上を図るための事業を推進します。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 市町道については、現行のまま新市に引き継ぎます。
認定区分については、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整します。
認定基準については、新市移行後、速やかに調整します。
- (4) 道路の維持管理については、宮津市の例により調整します。
ただし、道路の除草(伐採)及び側溝清掃については、新市移行後、実態を考慮し実施します。
- (5) 略
- (6) 略

〔周南市〕

- (1) 市町道等の管理等
市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については、市道とする。
認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
生活道路について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行のとおりとする。

〔修善寺町外3町合併協議会〕

- (1) 町道及び河川については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、市道認定基準及び河川認定基準を合併後、新たに作成し、合併後5年以内に道路台帳及び河川台帳の再編を行う。
- (2) 建設(港湾)関係事業については、計画的に実施し、継続事業については、新市において引き続き実施する。
- (3)～(7) 略